

# 教育しが

滋賀県教育委員会

しが **滋賀教育の日 11月1日**

「滋賀教育月間」 10月～11月 地域や学校、企業などで、教育に関わる様々な行事が実施されます。ぜひご参加ください。

県民がこぞって滋賀の教育について考える気運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、11月1日を「**滋賀教育の日**」としています。



行事一覧等詳しくはこちら

- 1面 特集「1人1台端末で、学びが変わる」  
家庭教育 インターネットと子育て ルールを決めるポイント
- 2面 特集 第41回近畿高等学校総合文化祭滋賀大会  
幼児教育 子どもの成長の栄養  
特別支援教育 「しがごと検定」～自立と社会参加をめざして～  
すまいるくしよん 自分も周りの人も大切に!  
タイムリー記事 琵琶湖博物館開館25周年記念 シンポジウム開催
- 3面 読書活動 読書の秋を楽しもう!  
タイムリー記事 共通理解・共通実践で「学ぶ力」の向上へ  
人権教育 「一番のサポーター」  
タイムリー記事 “しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ”ムーブメント  
健康三原則 スポーツの秋、食欲の秋 生活習慣を見直してみよう!
- 4面 情報コーナー 相談窓口 プレゼントコーナー

●滋賀県の教育情報は…

滋賀県教育委員会 検索



## 「1人1台端末で、学びが変わる」

全ての子どもたちの可能性を引き出す学習活動の実現

### 子どもたちの学びはどう変わるの？

★これまでの一斉学習でのICTの活用だけでなく、子どもたちそれぞれが、「文房具」の一つのように、1人1台のパソコン端末などのICT機器を効果的に活用しながら学びを深めます。例えば、様々な情報を集めて読み取ったり、分かったことや考えたことをもとに話し合ったりする場面でICTを活用し、学習活動の一層の充実を目指します。

これまでの学習に  
プラス

こんなことができるようになります

学習の目的に応じてICT機器を効果的に使います。

#### 個別学習

自分のペースで学べる・知りたいことをどんどん学べる

- 子ども一人ひとりが別々の内容を学習できるようになります。
- それぞれの学習履歴が記録され、子ども一人ひとりのニーズや理解度に応じた学習ができるようになります。

(例) ◆社会科、理科、図画工作科、総合的な学習の時間等で、インターネットを使って情報を集める。  
◆ドリルソフトを用いて問題を解く。 ◆デジタル教科書の重要な箇所にマーカーで印を付ける。



#### 家庭学習にも活用

◆端末を持ち帰り、課題を端末上で提出

#### 協働学習

一緒に考えを深められる

- 子ども一人ひとりの考えを素早く共有し、意見交換がしやすくなります。
- 端末上に書き込むことで、より多くの子どもが意見を出せるようになります。

(例) ◆理科の観察、実験で、撮影した写真や動画を使ってより深く分析・考察する。  
◆算数科で児童が電子黒板を用いて解き方を説明する。



#### 遠隔学習

離れていてもつながれる

- 離れた場所にある学校をオンラインでつないで交流することができます。
- 家庭からでも、オンライン授業に参加することができます。
- 工場や施設等とつないで、説明を聞いたり見学したりして学びを深めることができます。



Q&A

Q：子どもの目の健康などが心配です。  
A：目と端末の画面との距離を30cm以上離すようにすること、30分に1回は、20秒以上、遠くを見るなどして目を休めることなどに注意して活用していきます。ご家庭でも同様の声かけをお願いします。

Q：授業の全てにおいて、1人1台端末を使用するのはですか。  
A：授業の中で、1人1台端末を使うことが適している場面使います。これまで通り、文字を書いたり、ノートにまとめたりなどの学習も行います。

Q：家庭に持ち帰ったら勉強以外のことに使わないか心配です。  
A：フィルタリングソフトを導入するなど、学習に不適切なサイトを制限しています。ご家庭でも利用のルールを定めるなど、学校と連携した指導にご協力いただきますようお願いいたします。

## 県立高等学校、県立特別支援学校高等部では、令和4年度入学生からBYOD<sup>※</sup>により生徒1人1台端末環境を導入します。

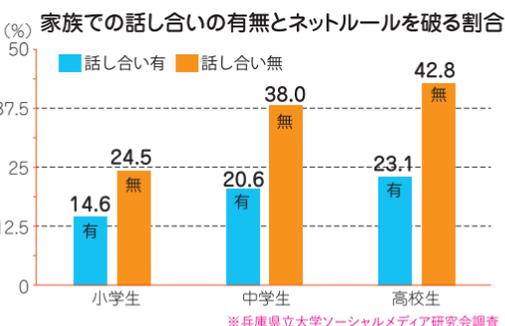
(※BYOD…Bring Your Own Deviceの略) 個人が所有するパソコン・タブレットなどの端末を持ち込み、学習に利用すること

- 各学校が示す推奨機種を入学後にご購入いただけます。(推奨機種と同等以上の性能や機能を有する端末の持込みを希望される場合、各学校が実施する入学許可予定者オリエンテーション時にご相談ください。)
- 購入にあたり、分割での購入、一定の条件を満たす方への貸出用端末の貸与の案内、給付金や資金の貸与制度の案内などを予定しています。購入方法等の詳細は各学校の入学許可予定者オリエンテーション時にご説明します。

問合せ先 小・中学校については、幼小中教育課 ☎077-528-4662 県立学校については、教育ICT化推進室 ☎077-528-4518

### シリーズ2回目は「ルールを決めるときのポイント」について紹介します。

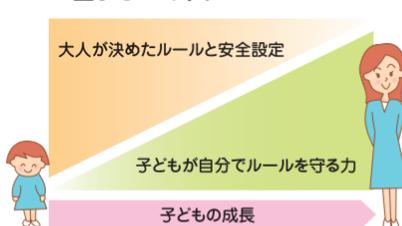
#### インターネットと子育て



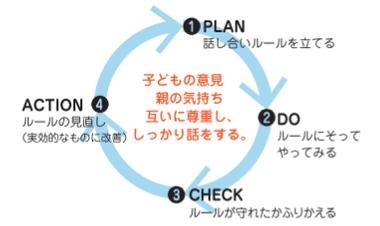
#### ネット利用のルールを決める時のポイント

- ①データからも一方的に大人が決めたルールより、家族で話し合って決めたルールの方が、よく守られていることが分かっています。保護者はしっかりと子どもの意見も聞いて、話し合うことが大切です。
- ②守ることがはっきりとわかるように、子どもの発達段階に応じたルールを決めましょう。

◎子どもの年齢が上がるにつれて、少しずつ自分でルールを考え、守るよう成長することが望ましいです。



リーフレット(全8ページ)はダウンロードが可能です。ぜひ、ご活用ください。



問合せ先 生涯学習課 ☎077-528-4654